

会員の処分に関する公示

令和8年3月26日開催の令和7年度第4回理事会において、会員の処分が承認されましたので、お知らせします。

(処分理由)

長野県社会保険労務士会会則第42条（信用失墜行為の禁止）、同会則43条第1項、2項、4項、5項（信頼関係の保持）及び同会則第41条（会則等の遵守）違反に基づく処分

なお、会則第48条第4項に基づき、長野労働局長及び厚生労働省関東信越厚生局長に報告しました。

支 部	種 別	氏 名	登録番号	処分内容
東 信	開 業	横山 明彦	20020015	訓告 令和8年3月26日付